

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の6の項中「上越広域伝染病院組合」の次に「、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。